

令和4年度

教育委員会定例会（4月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和4年4月20日（水）10時00分から10時26分まで
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 教育支援センター長兼	花岡 純
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	学校教育課指導担当課長 兼学校給食センター所長	広谷 光輝
教育支援センター長 代理兼学校給食セン ター 所 長 代 理	櫻井 康弘	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	教育部上席主幹（スポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 担 当） 兼主任	村上 始
文化・公民館振興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 木邨 勇貴

5 付議案件

議案 第19号	四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第20号	四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施について
報告 第5号	四條畷市いじめ問題対策委員会の委員の委嘱について
報告 第6号	四條畷市スポーツ推進委員の委嘱について
報告 第7号	四條畷市青少年指導員の委嘱について

植田教育長	<p>只今から4月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。本日の議事録署名者は、河田委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第19号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>議案第19号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、大阪府において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正、施行されたことにより、四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する必要が生じ、大阪府から示された準則に基づき所要の改正を行いたく、本案を提案いたします。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。まず、第3条中、児童、生徒を引率する業務の次に、「及び条例第11条に規定する業務」を加えます。条例第11条に規定する業務とは、校外学習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童又は生徒指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務のいわゆる超勤4項目の区分にあたる業務をさします。この超勤4項目についても、勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大をする改正となります。</p> <p>次に、第4条の2第1項第2号中、小学校の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えます。これについては、大阪府教育庁の準則を確認したところ、育児又は介護を行う職員についての特例に係る対象者が未改正であったため、改めて改正することといたしました。</p> <p>最後に、第5条中の「及び第17条（子育て部分休暇）」を「、第17条（子育て部分休暇）」に、「、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）」を「及び第18条（臨時的任用職員の休暇）」に改めます。これは、不妊治療休暇を削除し、特別休暇として出生サポート休暇</p>

<p>植田教育長</p>	<p>を導入する大阪府教育委員会教育庁からの通知に基づき改正を行うものです。附則として、本規則は公布の日から施行するものといたします。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第19号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第19号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第20号 四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>議案第20号 四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施について、教員の働き方改革に資する取組みとして、夏季休業中の学校閉庁日の実施にあたり、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、平成31年3月18日付け、文部科学省事務次官通知の、学校における働き方改革に関する取組の徹底についてに鑑み、市立学校管理職を含めた教職員に対し、専門性を高めるための研修時間を確保しつつ、日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことを趣旨に、これまでの実績及び検証を踏まえ、今年度も引き続き、夏季休業中に学校閉庁日を実施したく、本案を提案いたしました。</p> <p>具体的に、令和4年度は8月10日の水曜日、12日の金曜日、15日の月曜日の3日間を想定しています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>学校閉庁日の取組みを導入した当初、年次休暇の問題から賛同できない教職員がいたように思います。近年では教職員の協力はどの程度得られていま</p>

<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>すか。</p> <p>昨年度の実績として、閉庁日の実施が教職員のリフレッシュにつながったとの意見を得ています。一方、年次休暇の取得に関しては、多く付与されていない教職員もいるため、今後の課題と捉えていますが、特化した意見としては上がっていません。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>学校閉庁日の取組みは、働き方改革はもとより、教職員のリフレッシュにつながるため、賛成してきた経過があります。</p> <p>もう1点、学校閉庁日の間の対応が教育委員会事務局となっていますが、事務局の負担が増えているということはありませんか。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>昨年度、学校閉庁日の間に保護者からの問合せが教育委員会事務局に入ったというケースは生じていません。ただし、今後、そのようなことが生じることは想定されますので、課題として捉えています。</p>
<p>佃委員</p>	<p>特に教頭先生がお忙しいなか、少しでも休暇を取っていただけるのは意義あることと思います。緊急時の対応など、学校管理職がなかなか休めないなか、教育委員会事務局の温かいサポートにより、良い関係で、この取組みを継続いただければと考えます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第20号 四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第20号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。 報告第5号 四條畷市いじめ問題対策委員会の委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>

<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長</p>	<p>報告第5号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条第2項の規定に基づき、委員1人を補欠の委員として委嘱したことを報告いたします。</p> <p>状況といたしましては、昨年度の定例会で委嘱を報告していた4人のうち、学識経験を有する者である浦嶋敏之さんが任期途中で辞任されましたので、代わりに山下吉信さんをお願いすることとしました。任期につきましては、前任者の残任期間となります。</p> <p>新旧表につきましては、全員の分をお示ししております。男女比の1：1は変更ございません。報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>私は昨年10月に着任しており、以降、いじめ問題対策委員会の開催はなかったように思うのですが、この委員会が直近に開催されたのはいつ頃ですか。</p>
<p>花岡教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>令和3年の第3回を令和4年3月に開催しています。通常は学期に1回の頻度で開催しており、子どもたちの状況に応じ、緊急の開催もあり得ます。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>緊急時については、学期ごとの3回以外に開催されるという認識で良いですか。</p>
<p>花岡教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>いじめの重篤な事案が生じた場合は、例年とは別の時期にずらして開催することも想定しています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第6号 四條畷市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本スポーツ・文化財振興課長</p>	<p>報告第6号 四條畷市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。令和4年3月31日をもって、四條畷市スポーツ推進委員の任期が満了したことに伴い、四條畷市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱しましたのでご報告いたします。</p> <p>詳細は別紙委員名簿のとおりであり、委嘱した委員は男性6人、女性2人</p>

植田教育長	<p>の合計8人、うち、再任は6人でございます。 任期は令和4年4月1日から6年3月31日の2年間となっております。 本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
尾崎委員	<p>スポーツ推進委員の委嘱に関し、地域や団体などの条件はありますか。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>四條畷市スポーツ推進委員に関する規則を根拠としており、委員は公募による募集としています。</p>
尾崎委員	<p>応募がなければ委員数が減少することになりますか。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>規則では16人以内となっております、8人の応募をいただいています。うち、6人は再任により継続してご協力いただいている状況です。</p>
尾崎教育委員	<p>地域やスポーツ団体からの応募などの条件は規定されていないということですか。であれば、スポーツ団体に加入していない方も入っているということになりますか。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>スポーツ団体からもありますが、スポーツの指導をされている一般の方の応募もあります。</p>
尾崎教育委員	<p>実態としては、何らかの形でスポーツに関わっている方ということですね。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>普段からスポーツに親しまれている方が委員をされています。今回、新たに就任された方も、他市でスポーツ振興に携わる職員をされている方、仕事として体育指導をされている方などがおられます。</p>
植田教育長	<p>他に質疑はございませんか。 （「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。 報告第7号 四條畷市青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
勝村青少年育成課長	<p>報告第7号 四條畷市青少年指導員の委嘱についてご説明申し上げます。 令和4年3月31日をもって、四條畷市青少年指導員の任期が満了したことに伴い、四條畷市青少年指導員に関する要綱第7条に基づき、区長又は自</p>

<p>植田教育長</p>	<p>治会長からの推薦により委員を委嘱いたしました。委嘱者は別紙の58人で、網掛けが新たに委員となられた方です。 任期は令和4年4月1日から6年3月31日の2年間となっております。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>では、次に移ります。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>先ほど尾崎委員からご質問があった、いじめ問題対策委員会の日程について訂正させていただきます。令和3年の第3回は4年2月25日に開催しており、第1回が6月16日、第2回が12月20日の開催でございました。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>その時は委員4人が全員出席ですか。 佐々木委員は非常に優秀で多忙な方ですので、その点が気になりました。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>佐々木委員は第1回は欠席されていますが、その後の2回は、他の委員も含め全員出席いただいております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他案件に移ります。</p>
<p>村上教育部上席主幹 (スポーツ・文化財振興担当) 兼主任</p>	<p>令和4年4月6日に四條畷市及び大東市が公益財団法人日本城郭協会による第1回日本城郭協会大賞を受賞しました。この制度は、日本城郭協会が公益財団となり10周年を迎えたため、それを記念して創設されたものです。3ケ年にわたる発掘調査で大きな成果を上げたこと、報告会などのシンポジウムを通じ、地道に普及活動を行っていることが評価されての受賞となりました。表彰式は6月16日に東京で開催される予定です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月29日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員 河 田 文